

⑩扶養親族

扶養親族は配偶者以外の親族で合計所得金額が38万円以下でかつ事業専従者でない場合適用されます。控除額は右の表をご参照ください。

また、扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合障害者控除が加算されます。なお、控除の適用を受ける場合は、手帳の提示が必要です(本人該当控除、配偶者控除のときも同様)。

扶養親族の扶養控除額

種類	内 容	控除額
特定	平成 6 年 1 月 2 日～平成10年 1 月 1 日に生まれた人 (19歳以上23歳未満)	45万円
老人	昭和22年 1 月 1 日以前に生まれた人 (70歳以上)	38万円
同居老親	老人扶養親族のうち本人または配偶者の直系尊属で同居を常況としている人	45万円
16歳未満	平成13年 1 月 2 日以降に生まれた人	0 円
一般扶養	上記以外の人	33万円

障害者控除表

⑦本人該当控除

⑧配偶者控除共通

種類	内 容	控除額
普通	・身体障害者手帳 3 級以下 ・精神障害者保健福祉手帳 2 級以下 ・療育手帳 B ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて普通障害と認められた人	26万円
特別	・身体障害者手帳 1・2 級 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・療育手帳 A ・戦傷病者手帳 ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて特別障害と認められた人	30万円
同居特別	同居の配偶者または、扶養親族で上記の特別障害の要件を満たしている場合	53万円

記入例

扶養親族

氏名	熊本 大介	生年月日	明大平 23 年 7 月 7 日	続柄	同居・別居	障 害 者 控 除	扶養控除	基礎控除	控除合計
個人番号	3 4 5 6	7 8 9	0 1 2 3 4	子の子	同・別	身体・精神・療育 (級) ・認定 (特・普)	19	8 6 0 0 0 0	
氏名	熊本 椿	生年月日	明大平 26 年 8 月 7 日	子の子	同・別	身体 精神・療育 (2 級) ・認定 (特・普)	20	3 3 0 0 0 0	
個人番号	4 5 6 7	8 9 0	1 2 3 4 5						
氏名	熊本 次郎	生年月日	明大平 42 年 1 月 3 日	子	同・別	身体・精神・療育 (級) ・認定 (特・普)	21		
個人番号	5 6 7 8	9 0 1	2 3 4 5 6						

別居の扶養親族がいる場合は裏面の別居の扶養親族等の欄に住所などを記入します。

「4」所得がなかった方の記入について

「5」熊本市(区)外に居住し熊本市(区)内に事務所(事業所)又は家屋敷がある方の記入について

所得がなかった方は裏面のア通信欄に昨年の生活状況を記入します。

1 ……仕送りを受けていた

2 ……雇用(失業)保険を受給していた
(受給額が詳しく分からない場合おおよその金額で可)

3 ……生活保護法に基づく生活扶助を受けていた

4 ……その他
(1 から 3 に該当しない場合。※預貯金で生活していたなど)

記入例

1 次の者(单身赴任者を含む。)から扶養又は援助(仕送り)を受けていた。

(フリガナ) クマモト イチロウ

氏名 熊本 一郎 続柄 夫

生年月日 明・大(昭)平 50年10月10日 自営業(会社員)公務員 職業 その他()

住所 熊本県八代市1番1号 電話番号 090-1111-1111

2 雇用(失業)保険等を受給していた。

(受給期間) 年 月 日～ 年 月 日

(受給額) 円

3 生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。

(期 間) 年 月 日～ 年 月 日

現在受給中

4 その他(1 ～ 3 に該当しない場合、昨年の生活状況を記入してください。)

市(区)外に居住し熊本市(区)内に事務所(事業所)又は家屋敷をお持ちの方は裏面のイ「熊本市(区)外に居住する方で、市(区)に事務所(事業所)又は家屋敷を有する方～」に事務所(事業所)又は家屋敷の所在地を記入してください。

1 熊本市外に居住する方で、市内に事務所(事業所)又は家屋敷を有する方
熊本市内に居住する方で居住地外の区に事務所(事業所)又は家屋敷を有する方

記入例

1 1月1日現在の事務所(事業所)の所在地、名称(屋号)及び電話番号
所在地：熊本市 中央 区手取本町1番1号
名称(屋号)：クマモト 電話番号：096-328-2111

2 1月1日現在の家屋敷の所在地
所在地：熊本市 区
※配偶者・扶養親族等がいる場合は表面の配偶者・扶養親族欄にもご記入ください。

「6」非課税年金収入のあった方の記入について

遺族年金や障害年金などは非課税の収入として取り扱われます。年間の収入金額を裏面フ非課税年金に記入してください。

フ非課税年金

年金の種類	受け取った金額
1 遺 族 年 金	1,000,000 円
1 恩 給 扶 助 料	円
2 障 害 年 金	円
9 老 齢 福 祉 年 金	円
9 そ の 他	円

※収入金額が詳しく分からない場合はおおよその金額で記入して下さい。

「7」寄附金の支払いがある方

(領収書の提示または、添付が必要です。)

昨年1寄附金の支払いがある方は裏面ヘ寄附金に関する事項に記入します。市民税・県民税の場合は市町村や県内の社会福祉法人等への寄附金対象となります。

ヘ寄附金に関する事項

都道府県、市町村分	寄附先名称	熊本城	寄附金額	10,000円
条 例 指定分	寄附先名称	熊本市社会福祉協議会	寄附金額	10,000円
	寄附先名称		寄附金額	円
	寄附先名称		寄附金額	円
住所地の協同募金会、日赤支部	寄附先名称		寄附金額	円

◎市民税・県民税の計算方法(詳しくは各区役所税務課にお尋ねください)

所得合計額

控除合計額

=

課税総所得金額(課税標準額)

×

市民税の税率 6%

=

市民税所得割額

-

市民税調整控除

=

市民税配当控除

①課税総所得金額等が1000万円以下の部分
配当所得の1.6%

②課税総所得金額等が1000万円超の部分
配当所得の0.8%

-

住宅借入金等特別税額控除

=

市民税均等割額 3,500円

+ 市民税均等割額 3,500円

=

年 税 額

所得合計額

控除合計額

=

課税総所得金額(課税標準額)

×

県民税の税率 4%

=

県民税所得割額

-

県民税調整控除

=

県民税配当控除

①課税総所得金額等が1000万円以下の部分
配当所得の1.2%

②課税総所得金額等が1000万円超の部分
配当所得の0.6%

-

寄附金税額控除

=

配当割額・株式等譲渡所得割額

+ 県民税均等割額 2,000円

=

年 税 額

非課税の所得基準

(1) 所得割・均等割非課税対象者

ア 平成29年1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

イ 寡婦、寡夫、障害者、未成年者で平成28年中の合計所得金額が125万円以下の人

ウ 平成28年中の合計所得金額が315,000円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+189,000円以下の人
※189,000円の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に限ります。

(2) 所得割非課税対象者

平成28年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円以下の人
※32万円の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に限ります。

(4)